

いばらき

第413号

雇用ニュース

2016年9月



「筑波山」(筑西市) (観光いばらき「写真ひろば」より)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 新規学校卒業予定者等の正社員就職について経済4団体に協力要請 3
- ・ ひとり親サポートキャンペーンを実施しました 4
- ・ 登録型派遣求人を申し込む求人事業主の皆様へ 5
- ・ 雇用保険関係の手続きは電子申請をご利用ください 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.28倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

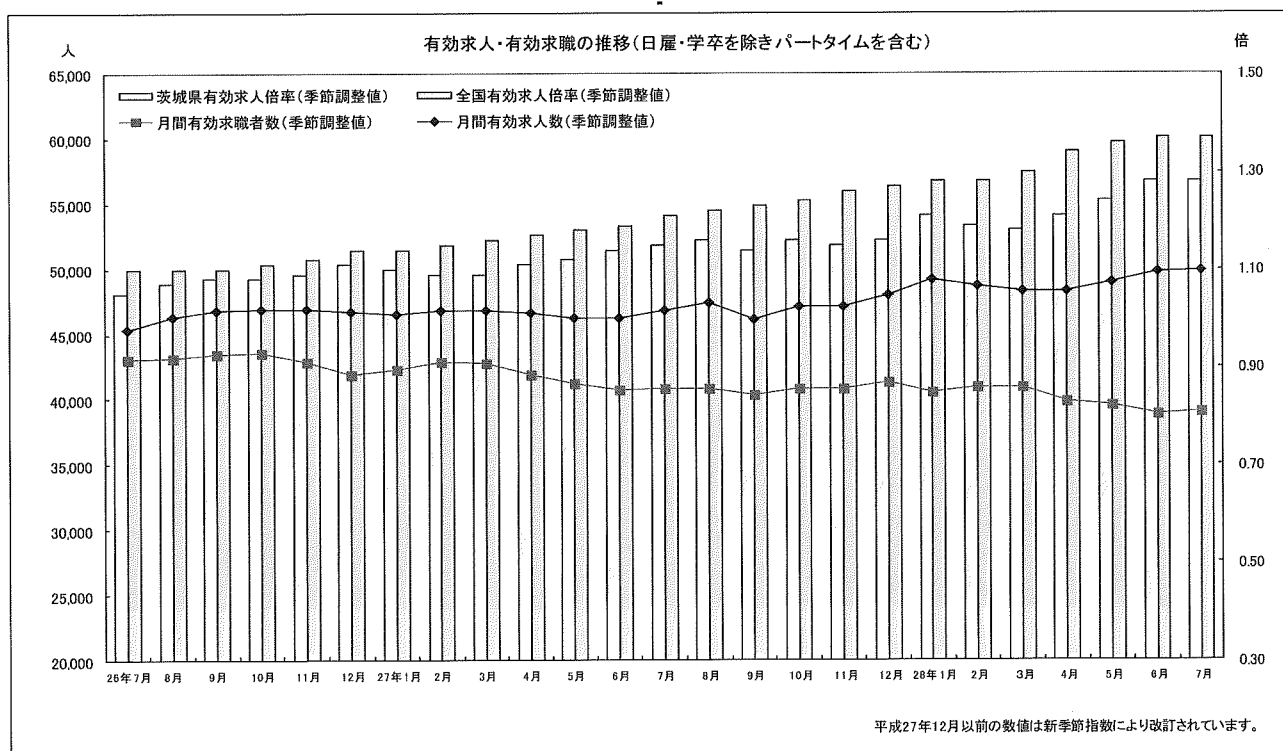
1 概況

7月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,776人で、前年同月と比較して1.3%増と5か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比2.9%の減少、常用的パートタイムの求人は、同4.0%の増加となりました。新規求職申込件数は9,055件で前年同月比11.5%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同11.9%の減少、常用的パートタイムは同10.5%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同14.2%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同9.5%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、47,331人で前年同月比は5.0%増加と9か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は39,765人で同5.1%減と、36か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.28倍（季節調整値）で、前月と同じ水準となりました。なお、原数値は1.19倍と前年同月を0.11ポイント上回りました。



平成27年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は17,776人となり、前年同月比で1.3%増と5か月連続で増加しました。

産業別にみると、「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」が共に（前年同月比36.4%増）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同21.8%増）「医療、福祉」（同9.6%増）、「建設業」（同7.4%増）などで増加となりましたが、「宿泊業、飲食サービス業」（前年同月比23.7%減）、「運輸、郵便業」（同18.6%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比153.8%増）、500～999人（同12.6%減）、300～499人（同10.3%減）100～299人（同4.1%減）30～99人（同1.8%増）、29人以下（同2.3%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比2.9%の減少となり、常用的パートタイムは同4.0%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は1,988件で、前年同月と比較し17.5%減少となり4か月連続で減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は22.0%で、前年同月（23.6%）を、1.6ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は8,563人と、前年同月比で7.5%減と34か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は491人で、資格喪失者の割合では5.1%（前年同月6.4%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比23.6%減となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,055件となり、前年同月比で11.5%減と7か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.6%（前年同月70.9%）と0.3ポイント下回り、数では前年同月比で11.9%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で29.4%（前年同月29.1%）と0.3ポイント上回り、数では前年同月比で10.5%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数8,996人のうち34歳以下の若年者の占める割合は35.5%で3,194人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は16.2%で1,460人となりました。

新規学校卒業予定者等の正社員就職を！

～県内経済4団体に協力要請～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、雇用情勢が改善傾向にある中、新規学校卒業予定者及び既卒者の就職に際し、より多くの職業選択及び雇用の機会を確保するため、8月1日（月）10時30分より茨城県経営者協会役員室において、県内経済4団体に対し、新規学校卒業予定者等の正社員就職及び青少年の雇用機会確保等について要請を行いました。

【要請内容】

○ 新規学校卒業予定者等の正社員就職

景気の回復基調から新規学卒者向けの求人数の増加等により、平成28年3月卒業の新規高等学校卒業者の就職内定率は99.1%と、平成7年3月卒業者（98.9%）以降最高となった昨年（99.2%）に引き続き99%台の水準となり、就職環境は改善しております。

しかしながら、就職が決まらないまま高校、大学等を卒業した者が依然として存在している状況にあることから、平成29年3月卒業予定の新規学卒者及び既卒者の就職に資するため、良質な求人確保が必要となっております。

○ 青少年の雇用機会確保等

ひとたび学校等を未就職のまま卒業すると、新卒枠への応募の機会に恵まれず、結果として正社員になれずフリーターとして労働市場に滞留してしまうことが懸念されます。

このため、昨年10月から施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき厚生労働大臣の定めた「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」によるところの、労働条件の明示、青少年雇用情報の提供、及び卒業後3年以内既卒者の新卒扱い等の普及について取り組みを進め、正社員就職に向けた支援及び雇用機会の確保に努めているところです。

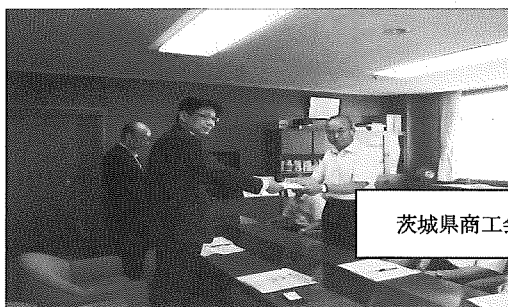
【要請先団体】



一般社団法人茨城県経営者協会



茨城県中小企業団体中央会



茨城県商工会連合会



茨城県商工会議所連合会

ひとり親全カサポートキャンペーン 出張ハローワーク！を実施しました

— 8月に臨時相談窓口を県内24の市役所に設置しました —

茨城労働局では、ひとり親の就労支援のため、児童扶養手当受給中の方が各市町村（以下「地方自治体」という）に対して「現況届」を提出する8月の時期に合わせ、県内24の市役所の庁舎内や付属施設内に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置しました。普段は忙しくてハローワークに出向くことができないひとり親の方の職業相談・職業紹介や求人情報の提供などを行いました。

また、臨時相談窓口を開設されていない地方自治体においては、ハローワークと連携して実施する、就労により自立を希望する方に対する支援措置（「生活保護受給者等就労自立促進事業」）の「案内リーフレット」を配付し、ハローワークの利用促進を図りました。

○ ハローワーク臨時相談窓口の設置

平成28年8月に県内24の市の庁舎内や付属施設内に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置し、ハローワークの職員が、「現況届」の提出に市庁舎や付属施設を訪れた児童扶養手当受給中の方との職業相談・職業紹介や求人情報の提供などを行いました。

○ 児童扶養手当受給中の方へのハローワークにおける就労支援策の案内

臨時相談窓口を開設されていない地方自治体においては、児童扶養手当受給中の方の就労支援策として、地方自治体と県内ハローワークが連携して「現況届」の提出に訪れた方に「生活保護受給者等就労自立促進事業」や、再就職のためにスキルアップを目指す職業訓練の「案内リーフレット」を配付し、ハローワークにおける就職支援策の案内を行いました。

登録型派遣求人を申し込む求人事業主の皆さまへ 労働者派遣契約書の提出をお願いします！

派遣求人については、派遣先が確定しており、派遣就業のための具体的な雇用関係の成立が見込まれるものに限り、求人受理の対象となります。雇用関係の成立の見込みのない求人を防止するため、登録型派遣求人を申し込まれる事業主の皆さまには、労働者派遣法第3章第1節「労働者派遣契約」に基づく労働者派遣契約書の提出をお願いします。

(※ 掲載場所：http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_h24/)。

提出書類について

登録型派遣求人を申し込まれる際は、原則として、労働者派遣契約書を提出してください。

労働者派遣契約が未締結の場合には、労働者派遣法第26条第1項に規定する事項(業務内容、就業場所など)が確認できる派遣先からの注文書等を提出してください(派遣先の意向が明確に確認できない場合は求人を受理できません)。

求人受理時の重点確認事項

求人申込書と労働者派遣契約書の内容確認に当たっては、特に次の項目に関し重点的に確認させていただきます。

項目	記載上の注意点	労働者派遣契約書上の記載例	備考
業務の内容	その業務に必要とされる能力、行う業務等が具体的に記述され、適格な派遣労働者を決定できる程度のものであること。できる限り詳細であること。	PCの操作によるプレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成	求人申込書3欄 派遣要領第6の2(1)イ(ハ)①(P134)
就業場所	派遣労働者が実際に派遣就業する事業所その他の施設の名称、所在地、具体的就業場所。派遣労働者の所属する部署、電話番号等。	〇〇株式会社本社 国内マーケティング部営業課販売促進係 (〒110-0010千代田区霞が関1-2-2△ビル2階 TEL:****-****)	求人申込書5欄 派遣要領第6の2(1)イ(ハ)②(P135)
派遣期間及び就業する日	期間については具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日、就業する日については具体的な曜日又は日を指定していること。	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 月～金(ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、夏期休業(8月13日から8月16日)を除く。)	求人申込書4欄 派遣要領第6の2(1)イ(ハ)④(P135)

雇用保険関係の手続きは 「電子申請（e-Gov）」をご利用ください

雇用保険関係の手続きを行う場合、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。
24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

電子申請の便利な使い方

<ポイント1>

「一括申請」機能を使えば、本社が支社の手続きをまとめて申請できます。

雇用保険の資格取得届・資格喪失届等の届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、「一括申請」※1機能を利用することにより、本社が支社の手続きをまとめて電子申請することが可能です。

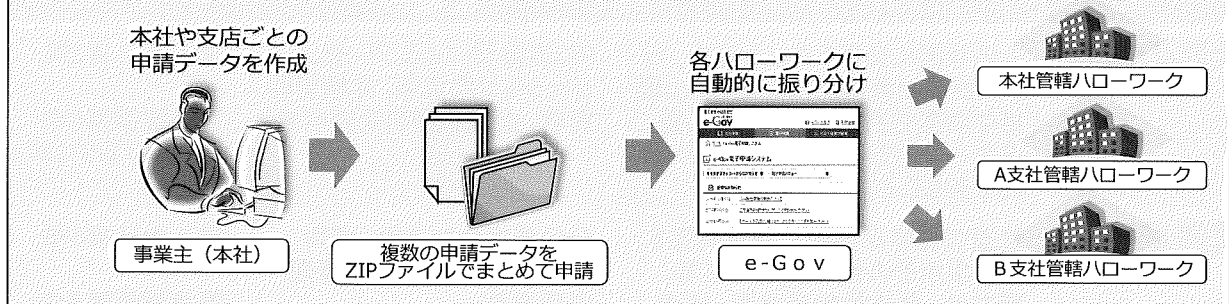
この場合、申請データは事業所ごとに作成する必要がありますが、事業主が所持する電子証明書※2のみで利用できます。

※1 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。
詳細は上記e-Govのホームページをご確認ください。

※2 電子証明書を取得していない法人事業主は、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用可能です。
(平成27年1月から利用開始)

e-Gov 一括 検索

一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）



<ポイント2>

電子申請(e-Gov)の利用する際に、照合省略の認可を受けることにより、賃金台帳等の添付書類の省略※1が可能になります。

照合省略の認可には、「過去の取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります。詳しくは、各手続きの記載要領※2をご確認ください。

※1 離職理由を確認するための書類は省略はできません。

※2 例：雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）の記載要領

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/FileDownload?seqNo=0000380069>

ご利用にあたって

<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



e-Gov 検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへ
メール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

e-Gov 支援 検索

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

e-Gov お問い合わせ 検索

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

<電子証明書の入手方法>

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名」※1が必要となります。
このため、あらかじめ「電子証明書」※2を入手しておく必要があります。
雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省
ホームページでご確認ください。

※1「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上で行うものです。

※2「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。

電子申請に利用可能な民間認証局

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf

電子申請により雇用保険関係の手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類は、
原則として電子媒体(PDFファイル)でお届けします。

これらは簡単にパソコンから出力することができます。詳しくはe-Govのホームページを
ご覧ください。

雇用保険関係の手続きについては、「世界最先端IT国家創造宣言」(H26.6.24決定)によって、
オンライン利用率を平成33年度までに70%以上にすることが政府方針として決定されました。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年 4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年 1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
28年 4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7	17,776	3,707	13,940	9,055	3,194	1,460	47,331	39,765	3,039	8,563
8										
9										
10										
11										
12										
29年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年 4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	▲ 1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年 1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年 4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.74	2.09	1.24	1.36	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.80	2.01	1.28	1.37	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7	1.85	2.01	1.28	1.37	1.3	▲ 1.1	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 10.5	203	3.0
8														
9														
10														
11														
12														
29年 1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。